

金融商品販売等の勧誘方針

当社は、お客様、社会に貢献し、信頼を得て、健全かつ元気に発展する企業を目指しております。

「金融商品の販売等に関する法律」（平成12年法律第101号）の施行にともない、当社は下記の6項目を販売方針と定め常にお客様の立場に立って金融商品の適正な勧誘を行ないます。

記

1. お客様の金融商品に関する知識や購入経験、購入目的および財産の状況に応じて適切な金融商品の販売に努めます。
2. お客様に金融商品の特性やリスク内容などの重要事項を十分にご理解いただけるよう説明し、適切かつ正確な情報提供を行ないます。
3. お客様に重要事項に関し事実と異なることを告げたり、断定的判断を提供したり、お客様の誤解を招く説明や不正行為は一切行いません。
また営業活動で知り得たお客様の個人情報保護しお客様情報の適正な管理を行ないます。
4. 営業活動にあたりお客様の生活・業務を十分に配慮したうえで時間帯や勧誘場所の設定を行ないます。
5. 金融商品の販売等に関する法律、保険業法、消費者契約法その他の各種法令・諸規則を遵守し公正な営業活動を行ないます。
6. お客様の信頼と期待に応えられるように、お客様からのご意見に耳を傾け、知識の修得や研鑽に努めるとともに、社内ルールの整備に努めます。

三菱HCキャピタル株式会社

制定： 2021年 4月 1日